

第62回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成29年9月14日（木） 13時30分～14時02分

場 所 広島大学臨床管理棟3F大会議室

出席者 学外委員：岡谷，北島，國井，郷，佃，土屋，間田の各委員
学内委員：越智，宮谷，相田，佐藤，山本，高田，平川，片山の各委員

欠席者 学外委員：ギナンジャー，白石の各委員

列席者 渡邊副学長，古澤副学長，木原副学長，寺本副学長，相原副学長，野上監事，高橋監事，竹内学長補佐，迫田学長特命補佐，畑尾学長特命補佐，林副理事，原部長，盛井部長，原副理事，栗栖副理事，三分一副理事，山内副理事，藤井副理事，松永部長（代理），小山部長，眞田部長，西村部長，長谷川所長，吉岡部長，河村学長室長，江頭法学部長，千田経済学部長，秀医学部長，高野薬学部長，岩永総合科学研究科長（代理），久保田文学研究科長，瀧社会科学部研究科長，安井医歯薬保健学研究科長，片岡医歯薬保健学研究科副研究科長，河原工学研究科長，吉村生物圏科学研究科長，秋野法務研究科長，松浦原爆放射線医科学研究所長，藤原人事委員会委員長，圓山評価委員会委員長，坂田学長選考会議委員

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（第61回広島大学経営協議会議事要録について）

平成29年6月15日開催の経営協議会議事要録について，原案のとおり承認された。

（議事1）

● 就業規則の改正等について

（越智学長提案，片山理事（財務・総務担当）説明，別紙1）

◇ 人事制度の改正に伴う就業規則の改正等について，次の制度の見直し等により，規則を改正する。

- 1) 有期労働契約における更新上限等の見直し
- 2) 管理職員（GL級以上の一般職員）の人事評価・給与制度の見直し
- 3) 旅費（出張等）手続きの見直し
- 4) 病院看護職員への二交替制勤務の導入
- 5) 広島県の最低賃金の改定への対応

ただし，組合交渉中により改正内容が変更となる場合がある。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，各事業場の過半数代表からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

また，組合交渉により変更となることについても了承した。

また，次の質疑応答が行われた。

- ・ 有期労働契約から無期労働契約への転換について
- ・ 人事評価について
- ・ 旅費（出張等）の手続きについて

(議事 2)

● 役員報酬規則等の改正について

(越智学長提案, 片山理事(財務・総務担当)説明, 別紙2)

- ◇ 役員に支給する期末手当については、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て100分の10の範囲内で増額、又は減額した額とすることができることとなっているが、役員の業績に応じて、より柔軟かつ適切な業績勘案を行うため、増額又は減額の範囲を定めないこととする。ただし、増額する場合は、役員人件費の範囲内で行う。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

また、次の質疑応答が行われた。

- ・役員人件費範囲内の人件費について

(報告 1)

● 平成30年度概算要求について

(片山理事(財務・総務担当)報告, 資料1)

- ◇ 文部科学省から財務省へ提出された概算要求の内、本学分の運営費交付金は246.5億円であり、別一括計上された授業料等免除実施経費などが、年末に加算される予定である。また、運営費交付金とは別に、国立大学法人機能強化促進経費(補助金)についても一括計上されており、年末には示される予定である。

財務省要求の主なポイントとして、基幹運営費交付金では、第3期中期目標期間中の機能強化促進係数マイナス1.6%(重点支援③)により、運営費交付金が2.7億円減となるが、機能強化経費では、機能強化促進分として、組織整備に要する人件費が0.8億円、人件費を除く継続分が昨年と同じ3.0億円である。評価に基づく本学への再配分が昨年は88.1%であったが、それを上回るよう努力しているところである。次に共通政策課題分で、新規は認められず継続分として、全国共同利用・共同実施分が1.4億円、教育関係共同実施分が0.2億円、附属病院機能強化分が6.0億円、その他、寄附金等外部資金0.1億円、資産有効活用促進0.2億円がそれぞれ要求された。また、第2期中期目標期間の業務の実績評価に基づいて配分される法人運営活性化支援分として30億円が一括計上され、施設設備の修繕のための戦略的教育研究環境改善経費も50億円が一括計上された。

(特に質疑応答なし)

以 上